## **Press Release**



報道関係者各位

令和5年5月18日(木)

#### 【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課

課 長 梅本 賢治

安全専門官 佐治 康弘

電話 (083) 995-0373

# 山口県の令和4年労働災害発生状況等について

~第 14 次労働災害防止計画を策定し、死亡・死傷災害の減少を目指します~

山口労働局(局長: 名田裕)では、山口県内における令和4年の労働災害発生状況を取りまとめるとともに、第14次労働災害防止計画(令和5年からの5年間)を策定しましたので公表します。令和4年と比較して同計画期間中に、労働災害による死亡者数を9%以上減少させること、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させることを基本目標として、労働災害防止対策の推進に取り組みます。

#### 令和4年労働災害状況等のポイント ※新型コロナ感染症り患による労働災害を除く

- 1 令和4年労働災害発生状況【資料1】
  - 県内の労働災害による死亡者数は 11 人(前年と同数)。 建設業が最も多く4人(前年と同数)。 事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く5人(前年比3人増)。
  - 休業4日以上の死傷者数は1,335人(前年比1人増)。 業種別では、製造業(292人)に次いで、小売業(179人)が多いことが県内の特徴。 60歳以上の死傷者数が過去最多の453人となり、全体の1/3以上を占める。 事故の型別では、「転倒」による休業災害がもっとも多く、全体の24.0%を占める。
- 2 第13次労働災害防止計画の結果【資料2】
  - 死亡災害の目標値(10人)は未達成。 死亡者数は長期的に減少傾向だが、直近4年間11人と横ばい。
  - 死傷者数の目標値(1,213人)を大幅に上回る。
- 3 第14次労働災害防止計画【資料3】
  - 死亡災害を9%以上減少、死傷災害を5%以上減少させる。
  - 転倒災害や、高年齢労働者及び外国人労働者に対する労働災害発生防止に重点。

#### 令和 4 年労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く

#### 1 死亡災害発生状況

- ・ 労働災害による死亡者数は11人で、令和3年と同数【資料1】。
- ・ 業種別では、建設業: <u>4人</u> (前年と同数)、製造業: <u>3人</u> (前年比1人減)、運輸 交通業: 2人 (前年と同数)・商業: 2人 (前年比2人増)。
- ・ 事故の型別では「墜落・転落」が<u>5人</u>、「有害物等との接触」が<u>2人</u>、「飛来・落下」・「崩壊・倒壊」・「はさまれ・巻き込まれ」・「交通事故(道路)」が各1人。

#### 2 死傷災害発生状況

- ゲ・ 労働災害による死傷者数(休業4日以上)は1,335人(前年比1人増)【資料1、グラフ4】。
- ・ 死傷者数 1,335 人のうち、60 歳以上の高年齢労働者は過去最も多い <u>453 人</u>で、全体の 1/3以上を占める【グラフ3、5】。
- · 令和3年と比べ、死傷者数が大きく増加したのが社会福祉施設 <u>143 人</u> (25 人増加) と運輸交通業 145 人 (16 人増加)。

社会福祉施設のうち、最も死傷者数が多い事故の型は「動作の反動・無理な動作」で 35.7% となっている。また、運輸交通業のうち、最も死傷者数が多い事故の型は「墜落・転落」で 31.0% を占める。

#### <死傷者の多い業種>【グラフ1】

- ① 製 造 業: 292人(構成比 21.9%)(前年比 15人増・増減率 5.4%増)
- ② 小 売 業: 179 人 (構成比 13.4%) (前年比 28 人減・増減率 13.5%減)
- ③ 建 設 業: 168 人(構成比 12.6%)(前年比 38 人減・増減率 18.4%減)

#### <事故の型別>【グラフ2、6】

- ① 転 倒: 321 人(構成比 24.0%)(前年比 13 人減·増減率 3.9%減)
- ② 墜落・転落:236人(構成比17.7%)(前年比11人増・増減率4.9%増)
- ③ 動作の反動・無理な動作: 192 人(構成比 14.4%)(前年比 24 人増・増減率 14.3%増)

#### (参考) 新型コロナウイルスに係る労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症症り患による休業 4 日以上の労働災害の件数は、 1901 人。うち 943 人 (構成比 49.6%) が医療機関の医療従事者、797 人 (41.9%) が社会福祉施設の労働者である。 これらの状況を踏まえ、令和5年度において、山口労働局では、以下の取組を重点的に 行うこととします。

#### 3 令和5年度山口労働局重点施策

#### ○事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、 様々な機会を通じて、県内の事業者に対し、安全衛生 対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を 行います。

加えて安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を図っていきます。



~労働局長の安全パトロールの様子~

#### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に、リーディングカンパニーを構成員とする協議会の設置・運営や 企業における自主的な安全衛生活動の導入支援による安全衛生に対する機運の醸成を図り ます。

#### ○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン) 及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金 (エイジフレンドリー補助金) の周知を図ります。

#### ○労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行います。

~キャラクター コッコロー~





相談窓口案内(こころの耳) https://kokoro.mhlw.go.ip/agency/

~ポータルサイト「こころの耳」~

# 令和4年労働災害発生状況

# 山口労働局

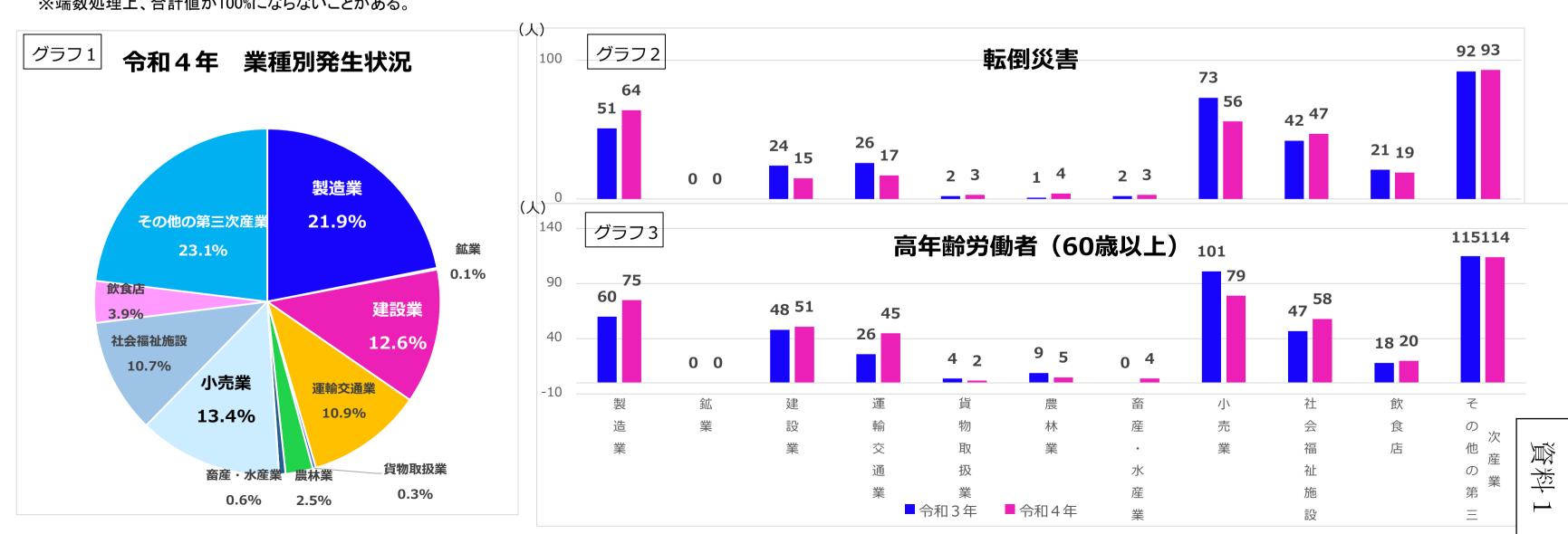
令和4年確定版

労働者死傷病報告による

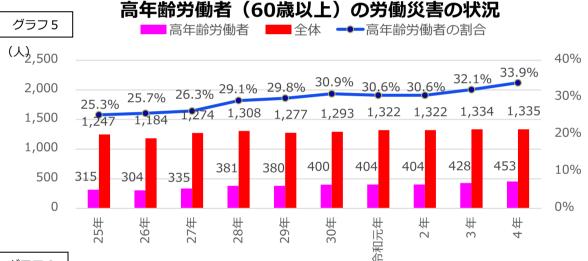
=	——— 業			—— 種	死	亡	休業災害	<u> </u>	  構成比※	対 前 年増 減 数	増 減 率		うち転倒	到災害	件数		うち高	高年齢党		(60歳以	
-	₹			性	(前年同	期値)	作業火音			増 減 数	垣   成   卒	死 で	二 休業災害 合	計棒	靖成比※	占 有 率	死亡	休業災害	合 計	構成比※	占 有 率
	<u>-</u>	産		業	11	(11)	1,324	1,335	100.0%	+1	+0.1%		321	321	100.0%	24.0%	3	450	453	100.0%	33.9%
#	ij K	造		業	3	(4)	289	292	21.9%	+15	+5.4%		64	64	19.9%	21.9%	1	74	75	16.6%	25.7%
金	<u></u>			業			2	2	0.1%	-1	-33.3%										
爻	<u> </u>	設		業	4	(4)	164	168	12.6%	-38	-18.4%		15	15	4.7%	8.9%	1	50	51	11.3%	30.4%
ű	<b>車</b>	交	通	業	2	(2)	143	145	10.9%	+16	+12.4%		17	17	5.3%	11.7%	1	44	45	9.9%	31.0%
1	1 物	取	扱	業			4	4	0.3%	-5	-55.6%		3	3	0.9%	75.0%		2	2	0.4%	50.0%
片		林		業			34	34	2.5%	+8	+30.8%		4	4	1.2%	11.8%		5	5	1.1%	14.7%
量	產	• フ	(産	業			8	8	0.6%	-3	-27.3%		3	3	0.9%	37.5%		4	4	0.9%	50.0%
<b></b>	三	次	産	業	2	(1)	680	682	51.1%	+9	+1.3%		215	215	67.0%	31.5%		271	271	59.8%	39.7%
	<b>/</b>  \	売	5	業			179	179	13.4%	-28	-13.5%		56	56	17.4%	31.1%		79	79	17.4%	43.9%
	社会	福	祉 旅	E 設			143	143	10.7%	+25	+21.2%		47	47	14.6%	32.9%		58	58	12.8%	40.6%
	飲	食	È	店			52	52	3.9%	-1	-1.9%		19	19	5.9%	36.5%		20	20	4.4%	38.5%
	その化	也の第	三次	産業	2	(1)	306	308	23.1%	+13	+4.4%		93	93	29.0%	30.3%		114	114	25.2%	37.1%

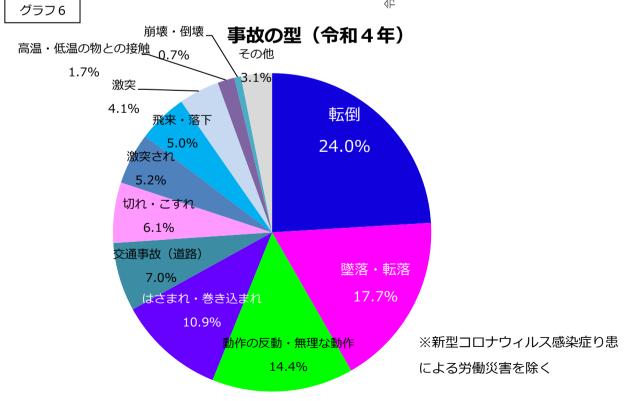
※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

4









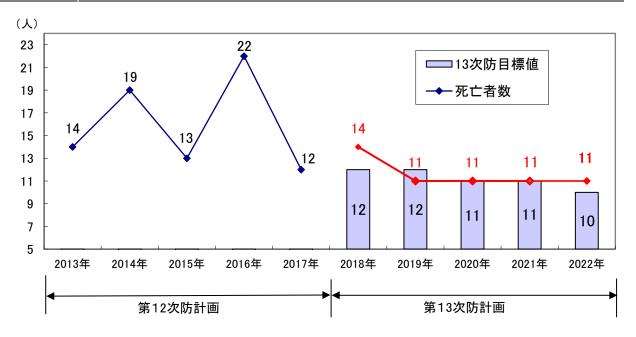
第 13 次 労 働 災 害 防 止 の 結 果 │ ※新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除く。

死亡者数は長期的に、減少しているものの第 13 次労働災害防止計画期間の直近 4 年間は 11 人と横ばいで推移しており、13 次防の目標値(10 人)を達成することはできなかった。 死傷者数 (休業 4 日以上) は 2014 年から増加傾向にあり、2022 年 (コロナウイルス感染症 り患を除く) では 1,335 人となり、13 次防の目標値(1,213 人)を達成することはできなかった。また、13 次防期間中においては、2018 年に 1,293 人であったものの、2019 年以降 は 1,320 人~1,330 人台と横ばいで推移している。

全体目標

#### 死亡災害について

2017 と比較して、2022 年の死亡災害を <u>15%以上</u>減少させること。 (2022 年において 10 人以下とすること。)



(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

全体目標

#### 死傷災害について

2017年と比較して、2022年の休業4日以上の死傷災害を<u>5%以上</u>減少させること。

(2022年において1,213人以下にすること。)



| の目標||点業種対策

上記以外の目標

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

- ① 建設業及び製造業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに **15%以上**減少させる。
- ② 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数 を 2017 年と比較して、2022 年までに**死傷年干人率で 5%以上**減少させる。

				年 別	実 績					2017年
	2018年	201	L9年	202	20年	20	21年	202	22年	
建     設     業目標値       (死亡災害)     実績値		7 5	-2	6 4	-2	6 4	-2	6 4	-2	7
製 造 業 目標値 ( 死 亡 災 害 ) 実績値	3 3	3	-2	3	-2	3	+1	3	0	3
小 売 業目標値 (休業4日以上死傷災害) (死傷年千人率)実績値	2.21 +0.1	2.19	-0.21	2.16	+0.24	2.14	+0.21	2.12	-0.12	2.23
社 会 福 祉 施 設 目標値 (休業4日以上死傷災害) (死傷年千人率) 実績値	1.01 1.01	1.00	+0.19	0.99	+0.13	0.98 1.51	+0.53	0.97 1.66	+0.69	1.02
飲食店目標値 (休業4日以上死傷災害) (死傷年千人率)実績値	1.15 1.05	0 1.14	+0.18	1.13 0.93	-0.20	1.11 1.59	+0.48	1.10	+0.22	1.16
陸上貨物運送事業 (休業4日以上死傷災害) (死傷年千人率) 実績値	2.68 4.32 <b>+1.6</b>	3 2.66 3.79	+1.13	2.63 3.96	+1.13	2.60 3.70	+1.10	2.57 4.91	+2.34	2.71

- ① 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談 先がある労働者の割合を 90%以上とする。
- ② メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。
- ③ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上とする。
- ④ GHS分類による危険性や有害性を有する全ての化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている譲渡・提供者の割合を80%以上とする。
- ⑤ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の<u>腰痛による</u>死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。
- ⑥ 職場での<u>熱中症による</u>死亡者数を 2018 年から 2022 年までの5年間発生させない。

			年 別	実 績			目標値	
①	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	90.0%	
Œ)	69.6%	70.5%	70.9%	75.3%	80.0%	79.8%	30.070	
2	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	80.0%	
4	61.6%	65.0%	74.5%	74.2%	83.1%	87.8%		
3	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	60.09/	
3	57.8%	59.7%	67.6%	63.3%	66.4%	66.6%	60.0%	
4	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	90.09/	
4)	84. 2%		_	96.0%	96.0%	95.8%	80.0%	

						年 別	実 績					2017年
		201	.8年	201	9年	202	0年	202	1年	202	2年	
腰	痛 <u>目標値</u> 実績値	0.063	+0.046	0.062	0	0.062	+0.008	0.061 0.079	+0.018	0.060 0.049	-0.011	0.064

			年 別	実 績		
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	合計
熱中症	0	1	0	0	0	1
(死亡災害)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計
	0	0	0	0	0	0

#### 第 14 次 労 働 災 害 防 止 計 画

山口労働局第 14 次労働災害防止計画について、山口労働局及び各労働基準監督署は、労働災害防止団体、関係業界団体等と緊密な連携の下、本計画の目標達成に向けた取組を行います。

#### (1) 主な目標

・死亡災害: 2022 年と比較して、2027年までに9%以上減少

・死傷災害: 2022 年と比較して、2027 年までに5%以上減少

#### (2) 重点事項

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、加えて安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を図っていきます。

- ② 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無 理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害) への対策については、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設 置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管 内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安 全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の周知を 図ります。
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づく労働者の安全と 衛生の確保及び外国人労働者への安全衛生教育や健康管理について指導・周知・啓発 を図ります。
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置 を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日から施行される ため、事業場に対して指導、周知・啓発を図ります。
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業について、トラックからの荷の積み卸ろし作業に係る墜落・転落防 止対策の充実強化を図るとともに、荷主となる事業場を含め、「荷役作業における安

全ガイドライン」の周知徹底を図ります。

建設業について、改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの改正等について指導、 周知を図るとともに、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図りま す。

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する 指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時の リスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。

林業については、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」や 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底 を図るとともに、林業における労働災害防止対策の促進を図ります。

#### (7) 労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度などのメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

また、産業保健活動の推進のため、、山口産業保健総合支援センターが行う各種研修、訪問支援、各種助成金等について利用勧奨を行います。

#### ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令に基づき、SDS(安全データシート)等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

# 山口労働局 第14次労働災害防止計画

令和5年3月山口労働局

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、 我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数(以下「死亡者数」という。)こそ減少しているものの、労働災害による休業4日以上の死傷者の数(以下「死傷者数」という。)に至っては、ここ数年増加傾向にある。また、労働災害発生率(死傷年千人率)が高い60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が労働災害の多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画期間(2018年度~2022年度)を経て、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

#### 1 計画のねらい

#### (1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や 注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、 真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事 業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全 衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI(アーティフィシャル インテリジェンス)等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment. (移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。)

#### (2) 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

#### (3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

- (ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の 推進
  - ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027 年までに50%以上とする。

- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛 生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

#### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい 方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上 とする。

#### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の 割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに80%以上とする。

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・法第 57 条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025 年までに80%以上とするとともに、リスクアセス メント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を 実施している事業場の割合を2027 年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年 と比較して 2027 年までに増加させる。

#### イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

# (ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の 推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

#### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加 に歯止めをかける。

#### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

#### (エ)業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 25%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させる。
- ・林業における死亡災害は、伐木作業の災害防止を重点としつつ、発生させない。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の 割合を 2025 年までに 5 %以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする 労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災による もの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・熱中症による死亡災害は、暑さ指数の把握を重点としつつ、発生させない。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに9%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少する。

#### (4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、山口地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

#### 2 計画の重点事項

労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、 重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### 3 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
  - ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備
    - (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
      - ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組ます。
      - ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コン サルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注 文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯 に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者 が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生 対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることから、あらゆる機会を 捉えて、周知啓発を図る。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。

- ・中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生対策に 取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや、安全 衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失について広く周知する。
- ・事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。その際、 労働災害防止団体の安全管理士等が実施する安全衛生指導においては、中小事業者 等が自発的に安全衛生対策に取り組めるようにするための意識改革を含めた支援 に努める。
- ・労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進 を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山口支部と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタントの育成を図る。

#### イ 安全衛生対策におけるDXの推進

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・A I やウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー 等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づく り等のコラボヘルスに取り組む。
- ・法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、例えばウェアラブル端末を活用し、労働者の作業状況や健康状態が直接把握できるような、より綿密な労務管理が可能となる等の新技術の動向を収集することに努める。
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の 取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康診 断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進に 努める。

# (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極め て高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組 を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツ の習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の 実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号)を 参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術 (ノーリフトケア) や介護機器等の導 入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するため、転倒防止体操の励行等を図る。
- ・骨密度、ロコモ(運動器症候群)度、視力等の転倒災害の発生につながるリスクの 見える化に向けた情報収集に努める。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

#### (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏ま えた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。(再掲)
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー 等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づく り等のコラボヘルスに取り組む。(再掲)

#### イ アの達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要 な転倒防止対策の取組を進める。(再掲)

・法に基づいて事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進 の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康 診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進 に努める。(再掲)

#### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルへルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。) や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(以下「副業・兼業ガイドライン」という。) に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の 実施や健康管理に取り組む。

#### イ アの達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・障害のある労働者に対する就業上の配慮の必要性について周知する。

#### (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等に関して、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

#### イ アの達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

• 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第 22 条の規定に関連 する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、 労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和4 年4月に公布、令和5年4月に施行されることから、当該省令の内容についての周 知等を行う。

#### (6)業種別の労働災害防止対策の推進

#### ア 陸上貨物運送事業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・ 転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も 含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り 組む。(再掲)

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の約5割が荷役作業時に発生しており、荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、荷主事業者の災害防止対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、「荷役作業に おける安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業 等について、厚生労働本省が事業者や研究者の協力を得ながら策定を進めている腰 痛予防対策について、策定され次第、積極的に周知・普及を図る。

#### イ 建設業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれ のある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚 立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわ せて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

・建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28

日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。

- ・デジタル技術の活用を推進するため、国土交通省と連携し、デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策について知見の収集及び普及促進を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害において被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成 28 年法律第 111 号)に基づき、国土交通省との緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」 の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

#### ウ製造業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施してもなお残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全 対策を推進する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

・機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で 置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる 取組を推進する。

#### 工 林業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。)等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、

保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材 伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、 「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的 に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図る とともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、 労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都 道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するととも に、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置 を確実に講ずるよう取組を進める。

#### (7) 労働者の健康確保対策の推進

#### ア メンタルヘルス対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場にお けるメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者に提供するとともに、その活用に向けて周知を図る。
- ・集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施 を促進するための方策を検討し、取り組む。
- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

#### イ 過重労働対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号)に基づき、次の措置を行う。
  - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針(平成 20 年厚生労働省告示第 108 号)に基づく労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための 取組を基本として、次の取組を進める。
  - ① 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日策定)の周知、これに基づく指導等に取り組む。

また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中でも脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)の周知、これに基づく指導等に取り組む。また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)に基づき、労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。
- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(過労死等防止調査研究センター実施)における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策 の作成及び周知に取り組む。

#### ウ産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを 確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健ス タッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるよう に、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援 コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業場や医療機関及び労働者本人を対象として「事業場における治療と仕事の両立 支援のためのガイドライン」(令和4年3月改訂)等の周知啓発を強化するととも に、「両立支援コーディネーター」の活動状況を把握した上で、より効果的な配置 について検討し、その更なる活用を図る。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小事業場を中心 とする産業保健活動への支援を実施する。

#### (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### ア 化学物質による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。
  - ①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
  - ②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等 の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・厚生労働本省が策定するリスクアセスメント及びその結果に基づく措置や、濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルについて周知を図る。
- ・中小事業者向けに、業種別の特徴を捉えた化学物質管理に係る相談窓口の設置、訪問指導の実施、人材育成(講習会)の機会の情報提供を行う。

- ・厚生労働本省が作成する化学物質管理専門家リストを周知することにより、事業者 における専門家へのアクセスの円滑化を図る。
- ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル(簡易リスクアセスメントツール)の改修及び周知等の事業場における化学物質管理支援の情報提供を行う。

#### イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に 係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査 結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等 の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則 (昭和54年労働省令第18号) その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん 障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を 推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に 従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理 システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・石綿事前調査結果報告システムの運用や、ポータルサイトによる情報提供の促進を 図る。
- 建築物石綿含有建材調査者講習等の情報を提供する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュ アル等の周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者(個人住宅の施主を含む。)による取組を強化するため、山口県との連携を通じて解体工事発注者に対する石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な 使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

#### ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行って から作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を 感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。(再掲)

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業 者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

#### エ 電離放射線による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ば く線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて山口労働局等が取り組むこと

・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム の導入を支援する。

#### (参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

「転倒」災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を 踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。ま た、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち、約3割を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4 (2) アに取りまとめ、 4 (2) アの推進状況を特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、 1 (3) に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査(2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照)において、回答した 206 事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は 83.5%であるが、(転倒災害の約半数が 50 代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、)整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり(ソフト的な対策)にも取り組んでいる事業場は 5%であった。 13%的期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね  $0\sim10\%$ 程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね 10 ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10 ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の 50%を目指すことと目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

転倒災害は、被災率(死傷年千人率)の高い高年齢労働者(特に女性)の増加に伴って過去5年間(2017~2021)で概ね年5%ずつ増加しており、今後の高年齢労働者の更なる増加を考慮すると、今後も、同様の傾向が予想される。また、産業構造の変化等に伴って性別・年齢層別の死傷年千人率も増加しており、今後も同様の増加が見込まれる。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組(災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組)を60%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、転倒の年齢別男女別の死傷年千人率については、2021年の実績からの増加に歯止めをかけることができると期待する。

また、社会福祉施設における腰痛による休業4日以上の死傷災害(2021)は1,580件であり、2017年と比較して2021は30%増加している。今後も、高齢者の増加に伴う介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させることができると期待できる。

#### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

高年齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高年齢労働者の災害防止対策については、高年齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家により取りまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(3)アに取りまとめ、4(3)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年

に実施したアンケート調査 (2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照) において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は 11.2%。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

エイジフレンドリーガイドライン基づく取組を進める事業者の割合が 50%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、60 歳代以上の死傷年千人率を 2021 年実績と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかけることができると期待する。

#### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及するとともに、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(4)アに取りまとめ、4(4)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

#### 【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合が 50%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とすることができると期待する。

#### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

#### ○陸上貨物運送業

#### 【アウトプット指標】

陸上貨物運送業にける災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、「陸上 貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業における災害防止対策を進 めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4 (6)  $\mathcal{P}$  ( $\mathcal{P}$ ) に取りまとめ、 4 (6)  $\mathcal{P}$  ( $\mathcal{P}$ ) の推進状況を 1 (3) に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査(2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照)において、荷役ガイドラインに基づく措置を講じている事業場(荷主事業場を含む。)は 33.5%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね  $0\sim10\%$ 程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、45%以上にするとの目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

起算点を2021年の死傷者数ベースとすると、陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害(2021年)のうち、荷役作業時における災害が約7割を占めている。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合が45%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%災害が減少することが期待できる。

#### ○建設業

#### 【アウトプット指標】

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4 (6) 7 (ア) に取りまとめ、 4 (6) 7 (ア) の推進状況を 1 (3) に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査(2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照)において、建設業における代表的な災害である墜落転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は 74%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね  $0\sim10\%$ 程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、85%以上にするとの目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

起算点を2021年の死亡者ベースとすると、建設業における死亡災害(2021年)のうち、最も災害の多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できる。

#### ○製造業

#### 【アウトプット指標】

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械による「はさまれ巻き込まれ」による災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進める上で有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4 (6) ウ (ア) に取りまとめ、 4 (6) ウ (ア) の推進状況を 1 (3) に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査(2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照)において、製造業における機械の「はさまれ巻き込まれ」災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり 50%程度である。 13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、 4 年目において概ね 0  $\sim$  10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、<math>10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、<math>60%以上にするとの目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

これまでの統計調査等を踏まえ、はさまれ・巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は4割程度と推定する。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合が60%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%機械によるはさまれ・巻き込まれの災害が減少することが期待できる。

#### ○林業

#### 【アウトプット指標】

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4 (6) エ (ア) に取りまとめ、 4 (6) エ (ア) の推進状況を 1 (3) に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査 (2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照) において、伐木ガイドラインに基づく措置を講じている事業場は(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。)30.2%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0 ~10% 程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、

概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、死亡災害を15%減少させるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて50%以上にするとの目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

起算点を2021年の死亡者数ベースとすると、林業における死亡災害(2021年)のうち、伐木作業における災害が約6割を占める。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を講ずる林業の事業場の割合が50%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できる。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

#### 【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えらえられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7) ア(7) に取りまとめ、4(7) ア(7) の推進状況を1(3) に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)イ(ア)に取りまとめ、4(7)イ(ア)の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ウ(ア)に取りまとめ、4(7)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

#### 【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況がそれぞれ 80%、50%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を 2027 年までに 50%未満となることが期待できる。

また、年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば(アウトプット指標達成)、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下となることが期待できる。

なお、必要な産業保健サービス(※)の提供割合が80%以上に進捗すれば(アウトプット指標達成)、 労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害 防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接 関係するアウトカム指標は設定していない。

※必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等)
- ・高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題(更年期障害、月経関連の症状、疾病等)に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えらえられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4 (8) r (r) に取りまとめ、r (r) の推進状況を r (r) に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、r (r) の推進状況を r (r) の指導ない表示、SDS 交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ69.1%、70.4%、57.9%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、r 年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、r 10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDS については80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、r 13 次防期間中に概ね20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施については、r 12 クアセスメントを実施していることが前提となるため、r 2 スメントと同じ80%以上にすることを目標としている。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講ずることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ウ(ア)に取りまとめ、4(8)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)イ(ア)及び4(8)エ(ア)に取りまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

#### 【アウトカム指標】

化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)(2017年から2021年の平均)は、492件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%災害が減少し、2027年の化学物質による災害は、467件(2017年から2021年の平均と比べ25件・5.1%減))となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させることが期待できる。

#### (キ) 総括

#### 【死亡災害総括】

アウトカム指標に基づき、2027年までに建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害は15%減少することが期待される。これを元に、2022年の死亡災害(左記件数は未確定であるため2021年の実績を参照)と2027年の死亡災害を比較すると、少なくとも約5%の減少が期待できる。

#### 【死傷災害総括】

アウトカム指標に基づき 2027 年までに製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 5 %減少、陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 %以上減少すると期待する。加えて、転倒の性別・年齢別千人率、社会福祉施設における腰痛の千人率が 2021 年と変わらないと期待する。この仮定を元に、過去 5 年の各業種における性別年齢別の労働者数推移と独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働力人口の推計から算出した各業種における 2027 年の性別年齢別労働者数を加味して、2022 年の死傷災害(左記件数は未確定であるため 2021 年の実績を参照)と比較した 2027 年の災害減少数を推計すると(約3,800人減(3%減)と見込まれ、)減少に転ずると期待さ

れる。なお、先計算においては化学物質による死傷災害の減少については、全体の件数と比較して微少であるため、計算には含めていない。

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

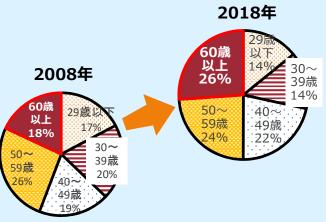
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

#### <年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



高齢者は身体機能が低下すること等により、 若年層に比べ<u>労働災害の発生率が高く</u>、<u>休業も</u> 長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人 を含め**すべての働く人の労働災害防止を図る** ためにも、職場環境改善の取組が重要です。

#### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>





出典: 労働力調査、労働者死傷病報告

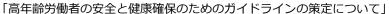
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

6

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→ **緊** 

令和2年3月16日付け基安発0316第1号





#### 事業者に求められる事項

事業者は、以下の $1\sim5$ について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください**。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。

体制	経営トップ 方針表明	
労働者の意見を聴く機会や 労使で話し合う機会	万重农明	担当者・組織 の指定
危険源の特	定等のリスクアセスメントと対	策の検討

إ	具体	的取	組		
			予防	把握・気づき	措置
	場	安全	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	のリスク	安全衛生教育	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
	9	Ħ	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
	人		運動習慣、食習慣等の		健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
	の		生活習慣の見直し	健康診断	健診後の面接指導、保健指導
	リスク		体力づくりの	安全で健康に働く	体力や健康状況に適合する業務の提供
			自発的な取組の促進	ための体力チェック	低体力者への体力維持・向上に向けた指導

# 1 安全衛生管理体制の確立

#### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### 公考盧事項公

・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

#### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリ ハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### 公考盧事項公

・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
  - ※フレイル:加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態 ※ロコモティブシンドローム:年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



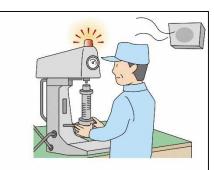
## 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
  - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、 必要な対策を講じます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

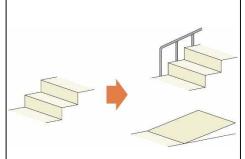
#### ♥対策の例♥



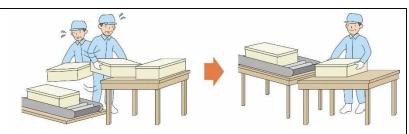
通路を含め作業場所の 照度を確保する



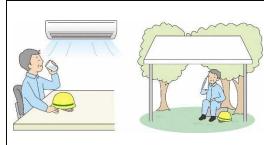
警報音等は聞き取りやすい 中低音域の音、パトライト 等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能 な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業 対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気 性の良い服装を準備する



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する



解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等 を導入し、抱え上げ作業を抑制

#### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シート)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の IoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの 調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
  - ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直し を検討し、実施します
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### 学対策の例

#### く共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫 することで高年齢労働者が就労しやすくします (短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)
- 夕食介助
   夜間排泄介助
   体位変換
   朝食介助

   離床介助
   以床介助
   離床介助

   見直し前
   日勤
   反動
   日勤

   見直し後
   日勤
   万
   日勤

   夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に 配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間 の運用を図ります



#### <暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理の ない業務量とします

# 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような 取組を実施するよう努めます

#### ♥取組の例♥

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象になら ない者に対して、事業場の実情に応じて、健康 診断を実施するよう努めます



#### (2) 体力の状況の把握

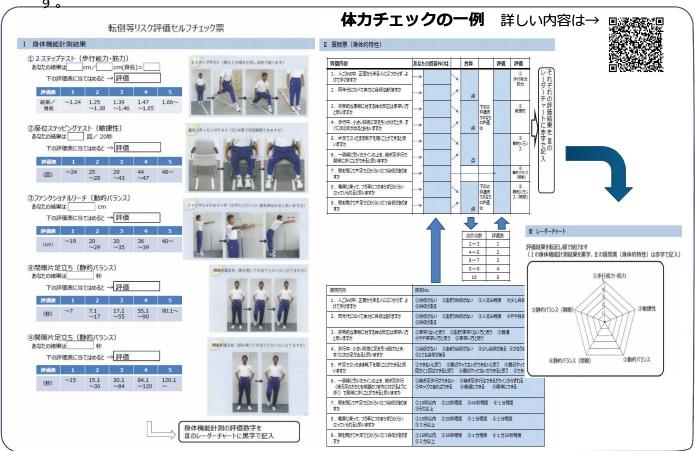
- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力 チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜 その方針を見直します

#### 学対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目(フレイルチェック)等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業 に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏 まえてルール化するようにします

#### 公考盧事項公

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。



#### (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされ ており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働 時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



#### **公**考慮事項**公**

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な 話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況 に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

#### 公考盧事項公

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方の二ーズに対応することも考えられます

#### (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増 進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

#### ♥対策の例♥

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます 例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材 ~転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」~(動画)



他

# 5 安全衛生教育

#### (1) 高年齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写 真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を 行います

#### **公**考慮事項**公**

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

#### (2) 管理監督者等に対する教育

教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と 対策についての教育を行うよう努めます

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り 組みに協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的 に取り組むことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の 下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維 持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の 対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診 査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基 礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動 の改善に取り組みます



ストレッチの例 「介護業務で働く人のための腰痛予防の ポイントとエクササイズ | より

# 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

(先進企業) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html 🎎 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html





■独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html

# 国による支援等(令和4年度)

# エイジフレンドリー補助金 申請受付期間(令和4年5月11日~10月末)

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください

対象者 60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業事業者

補助額 補助率2分の1、上限100万円

対象経費 高年齢労働者の労働災害防止のための措置に関する経費

- ■事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定します (全ての申請者に交付されるものではありません)
- ■交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中でも受付を締め切ります

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

■安全表示に関する取り組み



# 高年齢労働者安全衛生対策機器実証事業

安全衛生対策を実証しその結果をまとめていますので、今後の安全衛生対策にぜひご活用ください。

■腰痛リスク低減対策(5件)









■転倒防止に関する取り組み(2件)





※令和2年度の実証内容等の実証事業の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

MELCHRONE -MCMMCMA

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、 高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、 事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

無料です!



#### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- · 中央労働災害防止協会
- ·建設業労働災害防止協会
- · 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ·港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部 教育支援課

技術管理部

03-3452-6366 (製造業等関係) 03-3453-0464

(建設業関係)

03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)

03-3452-4981

(林業・木材製造業関係)

03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

# 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働 衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

> 電話:03-3453-7935 ホームページ: https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について

65歳超雇用推進プランナー にご相談ください!



65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇 用アドバイザーは、全国のハローワークと 連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた 取組を支援しています!

## 65歳超雇用推進プランナー・ 高年齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている 外部の専門家です。

- ●企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだこと のある人事労務管理担当経験者
- ●経営コンサルタント ●中小企業診断士
- ●社会保険労務十
- ●学識経験者

など



#### 相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的 かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

#### 機構HPはこちら



- 〇お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ(http://www.jeed.go.jp)から ご覧いただけます。
- ○「65歳超雇用推進事例サイト(https://www.elder.jeed.go.jp/)」により、65歳を超える人事制度を導入 した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。



# 3つの転倒矛防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25% 転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです!!

- 作業場所の整理整頓
- 2 作業場所の **清掃**
- 毎日の運動







▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?







厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。 具体的な対策はこちらをチェック!





STOP! 転倒



# STOP!熱中症

# クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年**約20人が亡くなり**、 **約600人が4日以上仕事を休んで**います。



労働災害防止キャラクター

チューイ カツ音

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月



キャンペーン 実施要項

重点取組

# 準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する 事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を 検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する 機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)



# キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと



# 暑さ指数の把握と評価



□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効







# 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経 関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の 健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を 留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

# 重点取組期間(7月)にすべきこと

□ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
□ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
□ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
□ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
□ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施